

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 21 日現在

機関番号：62608

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02881

研究課題名(和文) 近世・近代移行期における森林政策アーカイブズの研究

研究課題名(英文) Study of a forest policy archives in the transitional period from early modern to modern times

研究代表者

太田 尚宏 (OTA, Naohiro)

国文学研究資料館・研究部・准教授

研究者番号：40321666

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：尾張藩の御山守を務めた岐阜県中津川市加子母の内木家所蔵の資料(約3万点)を整理・調査し、近世の森林政策が明治維新を経てどのように変化し、地域の森林管理・活用秩序にいかなる影響を与えたのかについて分析した。とくに廃藩置県直後の岐阜県による施策の実態と村方の反応について考察し、森林をコントロールして天然林を保全してきた近世の御山守による秩序が、動揺しながらも近代へと継続していく側面を検証した。

研究成果の概要(英文)：I analyzed the transformation of the forest policy from early modern to modern times, using the historical documents of Naiki Family in Kashimo, Nakatsugawa-shi, Gifu Prefecture. Naiki family, having a history of serving as Yamanomori in early modern times, has about 30000 historical materials. Putting those materials in order, I examined and considered the response of the Kashimo-mura to the forest policy at the time of Meiji Restoration. As a result, I verified that firstly a large scale turmoil occurred as the cause of the confusion of the policy when Kashimo became included in Gifu Prefecture by the establishment of prefectures con the abolition of the han system, but it was also observed that finally the order that Yamanomori had formed was being taken over.

研究分野：日本史

キーワード：日本史 地域史 森林政策 山守 府県管理時代 アーカイブズ

1. 研究開始当初の背景

(1) 従来の明治維新期の森林行政の評価をめぐっては、旧幕府・諸藩の森林政策を否定し、ドイツを中心とした西洋林学を輸入して、集権的・計画的森林管理を推進したというのが一般的理解となっている。しかし、研究代表者らが過去に実施した全国森林管理局所蔵史料調査の結果から、明治政府は各地の直轄林に対し、旧幕府・諸藩が行ってきた森林政策の手法を一定程度温存させたこと、西洋林学の輸入による集権的管理の方針が、各地の森林の実態に適合せず、政府は明治19年(1886)の大林区署(現在の森林管理局)の設置に見られるような地域ブロック単位での森林管理を志向していくことなどが明らかになった。このことは、森林政策上の近世から近代への移行について、断絶面からではなく、連続面からとらえる必要があることを強く示唆していた。

この点を考えるうえで極めて重要なのが、明治維新直後の官林管理主体の問題である。政府は明治2年(1869)旧幕府・諸藩の直轄林を「官林」(のちの国有林)として把握したが、実際の国による直轄化は明治11年(1878)までずれ込んだ。この間の官林は、廃藩置県までは直轄県と藩、それ以後は各府県が管理するものと定められ、諸施策を推進した。府県は、旧幕府・諸藩によって行われてきた森林政策を受け止めつつ、明治政府による新たな森林政策とのすり合わせを行って、地域の森林の実情に即した官林の管理・活用を行うことが求められた。しかし、府県管理時代の各府県による森林政策に関する研究は、皆無であるといつてよく、この点の解明は急務であった。

(2) 岐阜県中津川市加子母の内木哲朗家文書(以下、内木家文書)は、上記の課題を検証し得る貴重な史料群である。内木家は、尾張藩の「三浦・三ヶ村御山守」(以下、御山守)を歴代にわたって務めた家で、近世～近代文書を中心に約3万点にのぼる史料を保存しており、研究代表者の問題関心である尾張藩 岐阜県 国という明治維新前後の森林政策の動きを考察するうえで重要な内容を含むものであった。しかし、内木家文書は史料整理が不十分で、活用基盤が整備されておらず、研究を進めるには、目録化や保存措置を十全に進める必要があった。

2. 研究の目的

(1) 研究代表者は、すでに『森林の江戸学』(東京堂出版、2012年)において、森林管理・活用という観点から近世の森林政策について研究史をとらえ直し、「乱伐と抑制の17世紀」「植林と育成の18世紀」「保続と活用の19世紀」という大まかなアウトラインを描いて、森林資源の乱伐による環境破壊に対する反省から、幕府・諸藩が森林を適切にコントロールしながら活用する政策を展開してい

った過程について仮説提示を行った。

本研究では、上記の仮説を検証しつつ、研究をさらに展開・深化させるため、近世・近代移行期の「府県管理時代」を中心に、森林管理・活用の政策主体となる組織が変化する中で、地域の森林秩序がどのように移り変わっていくかを検証し、森林政策が地域へおりにいく際の近世との連続面・非連続面を明らかにすることを目的とした。分析にあたっては、アーカイブズ学における資料調査論・組織体論・構造分析論・伝来論研究の手法を援用し、文書の内容のみならず、文書様式とその性格、残存状況なども分析素材に加えて検討・考察することとした。

(2) 本研究は、地球温暖化の進行や深刻な森林荒廃に直面している現状に鑑み、従来の林業史や林野制度史とは異なる“森林政策史”という観点から、日本近世～近代の森林管理・活用の意味を再認識していく研究であり、そこで得られた調査・研究成果を研究者のみならず、一般国民などへわかりやすく普及・公開する作業を通じて、森林の保護・育成の重要性を広く社会へ喚起していくことを目指した。

3. 研究の方法

(1) 研究開始当初は、「府県管理時代」の森林政策に関する各都府県の組織アーカイブズの所在把握を目指したが、まとまった資料が残されている機関が予想以上に少なく、成果を得るには時間を要することがわかったため、本研究では、地域モデル研究となる中津川市加子母地区の内木家文書の調査・分析に重点を置いた。幸い内木家文書には「府県管理時代」の資料が数多く残っており、前記の研究課題を達成するには最適な史料群であった。

(2) 調査は、毎年合宿形式で3回行い、未整理であった近世～明治10年代の資料の番号付与・目録データ採録・保存措置を実施した。また、研究上必要な資料は、デジタル撮影によって収集した。この際、整理の段階で番号付与と物理的な保存措置を優先させ、次にデジタル撮影を行った後、資料画像を持ち帰って目録データを採録し、入力したうえで所蔵者に送付するという方法を取り、調査の効率化に努めた。

3年間で目録化した資料は、約5500点、デジタル撮影で収集した資料画像データは、約3万4500カットにおよんだ。

(3) 収集した画像データをもとに、資料の精読・分析・考察を進め、研究成果は論文2本・概説書(共著)の収録論稿1本にまとめた。また、加子母地域の住民を対象に古文書ワークショップ1回、講演会1回、シンポジウム1回を開催し、研究成果の公表に努めた。

4. 研究成果

(1) 内木家文書について、アーカイブズ学における組織体論や資料群の構造分析の手法を利用し、まず基本となる近世期の「三浦・三ヶ村御山守」の職務と、それとともなって作成・収受した文書について分析を行った。その結果、内木家文書は、享保15年(1730)以前の内木家が庄屋を務めていた時期の加子母村に関わる公的文書、享保15年以降、歴代当主が御山守の職にあった時期に、所管役所である木曾材木方から収受した御用状と内木家から木曾材木方役所へ送付した御用状・帳簿の控、管轄区域である「濃州三ヶ村」の庄屋・杣頭などから提出された森林利用や家作見聞・盗伐取締り・人足差出しに関する願書・届書・請書類、収受・作成したの文書を年次順に転写・編綴した「御用状留」「三ヶ村より書付留」などの簿冊類、御山守が巡察のために入山した際の人足数や行動を書き留めた「御山方御用日記」およびこれらに加えて私的な内容までを書き込んだ「御山方御用并諸事日記」などの日記類、明治10~13年(1877~1880)の加子母村戸長就任時代の公的文書、明治5年(1872)に御山守を解任されて以来の私的経営に関する文書に大別されることが判明した。

(2) 上記の区分のもと、研究内容に直接関わる ~ を対象に分析を進め、近世期における御山守の職務内容を帰納的に明らかにした。その結果、御山守は、(ア)三浦山の「御境伐明ヶ」と御山見廻り、(イ)三ヶ村山の御山見廻り、(ウ)三浦山・三ヶ村山の盗伐取締り、(エ)濃州三ヶ村の家作認可と見分、(オ)村方・杣頭などからの森林利用に関わる出願事項の調整と取次などを基本的な職務とし、これに(カ)尾張藩の御用出材樹木の選定の職務が、臨時的なものから次第に恒常化していく形で加わっていったことが判明した。

(3) 上記のうち、(カ)尾張藩の御用出材樹木の選定は、当該地域のヒノキ天然林を保続していくための森林管理・活用秩序の基礎を築くものであった。尾張藩は、享保林政改革以降、良木を温存し、枯損木を伐採・造材して御用材生産を進めたが、伐採する枯損木の選定には目利きが必要で、地域の林相を知悉する御山守や山手代がその任に当たった。御山守の内木氏は、根木口印入れという枯損木の選定作業を通じて林床を整理させ、ヒノキの若返りを促すなど、ヒノキ天然林としての更新を有利に進めるための措置を施していた。こうした作業の積み重ねにより、濃州三ヶ村山では、森林の管理・活用秩序が形成されていった。

(4) 明治4年(1871)の廃藩置県により、尾張藩の直轄林であった三浦山・濃州三ヶ村山は官林に編入され、当面は岐阜県がこれを管理することになった。しかし、岐阜県は、尾張

藩独自の伐採樹種制限であった「木曾五木」の制度と地租改正における官民有区分の原則との間の整合性をつけられず、森林所有者の決定をめぐる混乱を引き起こした。一方、内木氏は明治5年(1872)に岐阜県との引継ぎを終えて御山守を解任されるが、地域において新たな森林管理主体となった戸長らは、混乱する森林利用を秩序立てていくため、旧御山守の秩序を踏襲するほかに方法を持ち得なかった。

(5) 濃州三ヶ村の戸長らが中心となって森林管理・活用の原則を定めた「取極証書」は、おおむね御山守時代の森林秩序のあり方を継承したものであった。明治10年代の加子母村では、森林からの収益分配をめぐる村内対立が激化するが、「取極証書」は「山林保護規則」と名前を変えるものの、内容はそのまま維持され、収益分配をめぐる変更事項は新たに付け加えた「増補」部分に明記された。このことは、森林を管理する基本的な考え方が御山守時代から温存され、付随する収益分配をめぐる議論だけが変更されたことを示すものである。

(6) 内務省による官林直轄化の動きにとまない、ようやく信州・濃州の旧尾張藩領で行われていた「木曾五木」制度を官民有区分制度へ適応させる方法が定まり、官有林の民間への払下げとそこに繁茂する五木の国による強制買上げという折衷的施策の展開により、当該地域の森林利用をめぐる秩序は安定化し、村内対立は収束に向かう。明治20年代に入ると、初代加子母村長である内木又六により一層の村内融和が図られた結果、尾張藩 岐阜県 内務省と変化した森林管理・活用主体の施策をめぐる動揺は解消するに至る。

(7) 以上の分析結果は、近世・近代移行期における森林政策の問題の所在を再認識させるものとなった。本研究を通じて、近世における個別領主の森林政策の具体的な内容を府県が十分に認識することができず、その影響により地域の森林利用秩序が大きく動揺したこと、国が官林を直轄化する際に、の動揺を鎮めるため、国の施策と地域の利害を折衷する方策をとらざるを得なかったこと、国が折衷的施策を展開する中で、旧藩時代の森林政策や森林管理・活用秩序がある程度温存されていったこと、総じて、森林管理・活用の歴史の中における明治維新の位置づけは、非連続面(近代化)のみを強調するのではなく、具体的な事例検証を通じて連続面の存在を探る必要があること、などが明らかとなったと考えられる。

(8) 上述の研究成果は、3-(3)および5に掲げた論文・図書・ワークショップ・講演会・シンポジウムなどで公開したが、さらに本研究

助成終了直後の平成 30 年 4 月 25 日には、岐阜放送のニュース番組「Station!」の特集コーナー「山の番人が記した江戸時代の暮らし」において、研究プロジェクトの一部が取り上げられ、調査の取り組みのあり方や分析成果を広く一般に発信することができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

太田尚宏、尾張藩「御山守」の職域形成と記録類、国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇、査読あり、14 号、2018、1-25

https://kokubunken.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=306&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page_id=13&block_id=21

太田尚宏、宝暦期における尾張藩の御材木仕出と「三浦・三ヶ村御山守」、徳川林政史研究所研究紀要、査読あり、52 号、2018、1-19

〔学会発表〕(計 1 件)

太田尚宏、尾張藩の森林管理・活用の構造と秩序形成、シンポジウム「加子母地域における森林管理・活用の様相とその変化」、科研研究グループ・山守資料館準備室主催、2018、2.25

〔図書〕(計 1 件)

太田尚宏、田原昇、栗原健一、芳賀和樹、萱場真仁ほか 5 名、江戸時代の森林と地域社会、徳川林政史研究所、2018、全 98 ページ

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

太田 尚宏 (OTA, Naohiro)

国文学研究資料館・研究部・准教授

研究者番号：40321666

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

田原 昇 (TAHARA, Noboru)

公益財団法人徳川黎明会・徳川林政史研究所・非常勤研究員

研究者番号：90390749

栗原 健一 (KURIBARA, Ken-ichi)

公益財団法人徳川黎明会・徳川林政史研究所・非常勤研究員

研究者番号：30442560

(4) 研究協力者

芳賀 和樹 (HAGA, Kazuki)

公益財団法人徳川黎明会・徳川林政史研究所・非常勤研究員

萱場 真仁 (KAYABA, Masahito)

公益財団法人徳川黎明会・徳川林政史研究所・非常勤研究員

浅井 良亮 (ASAI, Ryouusuke)

国立公文書館・アジア歴史資料センター・研究員